

北名古屋市議会災害対応指針

1 目的

この対応指針（以下、「指針」という。）は、東海豪雨による貴重な経験を踏まえ、今後発生が懸念される大規模災害において、北名古屋市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携して適切かつ迅速な対応を図れるよう、北名古屋市議会議員（以下「議員」という。）がとるべき具体的行動・役割及び議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）の対応について定めるものである。

2 想定する災害

災害種別	災害内容
地震	・ 市域で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
風水害	・ 市域に気象特別警報（大雨、暴風及び暴風雪）が発表されたとき ・ 市域に気象特別警報は発表されていないが局地的に相当規模の被害が発生したとき

3 議員の役割

災害時において、議員は、議会の議事・議決機関としての機能を維持する役割とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、地域の一員として非常事態に即応した行動を果たす役割が求められる。

4 対応の基本方針

以下の基本方針に基づき、対応するものとする。

- (1) 市本部が初動体制や応急対応に専念できるよう、議会と市は、それぞれの役割を踏まえた協力・連携体制を整え、災害対応を行う。
- (2) 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みを支援する。
- (3) 上記の推進に当たっては、広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。
- (4) 議員は、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。

5 北名古屋市議会災害対策会議の設置

議長は、この指針で想定する災害が発生したときは、北名古屋市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、市議会の災害対応に関する事務を統括する。

※詳細は「北名古屋市議会災害対策会議要綱」で定める。

6 具体的な対応（地震災害）

災害発生時の具体的な対応については、以下のとおりとする。また、地震災害以外の災害における具体的な対応についても、この指針に準拠して判断するものとする。

○初動期（発災から概ね3時間以内）

- (1) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合
 - ア 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局職員に対し、避難誘導及びその他安全確保のための指示を行う。
 - イ 議長は、東庁舎の被災状況を踏まえ、安全な執務場所（西庁舎新館等）を確保するとともに、災害対策会議を設置し、

市長に通知する。

ウ 正副議長は、自身の安全に配慮しつつ、執務場所へ移動・待機し、事務局職員を通じて情報収集を行う。

エ 議員は、速やかに自身の安全を確保をした上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで待機する。退庁後は、参集指示に対応できるよう連絡が取れる体制を確保しつつ、地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

オ 事務局職員は、議長又は委員長からの指示を受け、自身の安全に配慮しつつ、議会来庁者及び議員の避難誘導に当たる。次に、家族の安否確認を行った後、執務場所に移動し、非常時優先業務に当たる。

(2) 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合

ア 議員は、自身と家族の安全を確保し、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。

イ 議長は、東庁舎の被災状況を踏まえ、安全な執務場所（西庁舎新館等）を確保するとともに、災害対策会議を設置し、市長に通知する。

ウ 正副議長は、自身の安全に配慮しつつ、執務場所に参集し、事務局職員を通じて情報収集を行う。

エ 議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集指示に対応できるよう連絡が取れる体制を確保しつつ、地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

オ 事務局職員は、自身と家族の安全を確保し、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。次に、執務場所に参集し、非常時優先業務に当たる。

* 非常時優先業務

- ① 議員及び事務局職員の安否確認を行うこと。
- ② 東庁舎の被災状況の確認と執務場所（西庁舎新館等）を確保すること。
- ③ 議会事務局長は市本部の会議に出席し、情報収集に努めること。
- ④ 市本部から災害情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- ⑤ 会議場所を確保すること。

○ 緊急対応期（発災から概ね 3 時間から 7 2 時間以内）

(1) 災害対策会議の対応

- ア 議員から報告があった地域の被災状況等を取りまとめ、把握する。
- イ 議長は、災害対策会議で取りまとめた被災状況等の情報を市本部へ提供し、市本部が持つ被災状況等の情報とすり合わせを行い、正確な情報を共有する。
- ウ 市本部と共有した情報を議員へ提供する。
- エ 議長は、必要に応じて、災害対策会議に議員を招集する。

(2) 議員の対応

- ア 自身の安全を確保した上で、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等の地域活動を行う。
- イ 地域の被災状況等の情報収集及び災害対策会議への報告を行う。
- ウ 災害対策会議からの情報を市民に提供する。
- エ 災害対策会議から招集があった場合は、速やかに参集する。

○ 応急対応期（発災から4日目以降）

(1) 災害対策会議の対応

ア 議員から報告があった地域の被災状況等を取りまとめ、把握する。

イ 議長は、災害対策会議で取りまとめた被災状況等の情報を市本部へ提供し、市本部が持つ被災状況等の情報とすり合わせを行い、正確な情報を共有する。

ウ 市本部と共有した情報を議員へ提供する。

エ 議長は、必要に応じて、災害対策会議に議員を招集する。

オ 地域等からの要望への対応状況を踏まえて、市本部に対し、提案・提言・要望等を行う。

カ 議会運営の再開準備（開催場所、議案の協議等）を行う。

キ 議長は、被害が終息し新たな発災がない状況であることを確認できた場合は、災害対策会議を廃止する。

(2) 議員の対応

ア 自身の安全を確保した上で、居住地又は最寄りの避難所運営のほか、各地域の災害支援活動に協力しつつ、被災者に対する相談、助言等の地域活動を行う。

イ 地域の被災状況等の情報収集及び災害対策会議への報告を行う。

ウ 災害対策会議からの情報を市民に提供する。

エ 災害対策会議から招集があった場合は、速やかに参集する。

オ 災害対策会議の廃止後は、議会の通常機能により議員活動を再開し、復旧・復興対策を進める。

7 その他

(1) 議長に、事故等があるときは、次のとおり、その職務を代理

する。

順位	議長を代理する者
第1位	副議長
第2位	議会運営委員会委員長
第3位	建設常任委員会委員長
第4位	議長経験のある年長の議員
第5位	年長の議員

- (2) 議員は、その立場（非代替性）を踏まえて、自主防災会や消防団等における活動については、災害時における議員の役割や活動との競合が予測されることから、原則として一構成員に留め、会長等の役職には就かないものとする。